

Advances in Resources Research 査読規程

資源経済研究会

2020年11月25日制定

2021年11月29日改訂

2024年1月18日改訂

1. 目的

Advances in Resources Research (ARR) に投稿された原稿は、本査読規程によって査読を受ける。

査読は、投稿原稿（論文、総説）が自然資源（エネルギー資源、食料資源、水資源）および関連分野の研究に貢献するものであって ARR に掲載する価値があるか否かを客観的に評価し、編集委員会に掲載可否の判断材料を提供することを目的とする。また、査読は投稿原稿の改善を促すために存在するのであり、種々の意見を排除し言論を統一するためにあるものではない。さらに、投稿原稿の決定においては、著者の人種、宗教、民族、性別、年齢、国籍、職業、所属および政治的信条を考慮してはならない。

2. 投稿要件の確認

投稿原稿は、「投稿規程」および「執筆要領」に定められた要件を満たしているかどうか、編集委員会が確認する。投稿要件を満たし受稿となった投稿原稿は、著者に対して受稿の通知を出す。

3. 査読体制

査読は、匿名で行う。

投稿原稿は、原則として主査1名と副査1名で査読する。

4. 査読手順

(1) 編集委員会は、査読者を選任する。

(2) 査読者は審査原稿受領後2か月以内に審査結果および著者へのコメントを編集委員会に提出する。

(3) 査読者は、原稿の審査を以下の4段階で行う。

- A. 掲載可
- B. 修正の上、掲載可
- C. 修正の上、再審査
- D. 掲載不可

(4) 編集委員会は査読者の評価が一致する時には原則としてその評価に従う。一致しない時は編集委員会で合議の上、編集委員長が決定する。

(5) 審査結果は、2週間以内に著者に通知する。

5. 査読者

査読者の選任にあたっては公平性が確保されていなければならない。このため、著者（共著者を含む）と同一の機関に所属する者、謝辞に記載されている者、著者との間に業務上の直接の利害関係があることが明らかである者については、査読者になることができない。

査読者となりうる要件としては、原則として(a)博士、(b)教授・準教授、(c)自然資源ならびに周辺分野に関わる内外の学術雑誌などに筆頭またはそれに準ずる著者として3編以上の著作があること、以上のうちのいずれか複数の条件を満たすこととする。

6. 査読基準

投稿原稿は、その掲載可否判断にあたり以下の掲載基準の観点から検討される。

(1) 意義・価値

- 新規性: 新たな知見を有していること
- 創造性: 発展の新しい可能性を切り開いていること
- 重要性: 重要な知見を有していること
- 有用性: 科学的または技術的な分野への貢献を有していること

(2) イノベーションと方法論

- イノベーション: 独創的で創造的なアプローチの実証こと
- 方法論: 目標達成のために適切な研究手法の採用こと
- 探索: 新しい研究の方向性を切り開くこと
- 適応性: 多様な研究課題に柔軟に手法を適用こと

(3) 厳密な分析

- 厳密な分析: 研究結果の徹底的で正確な分析こと
- 批判的検証: 研究結果を識別的かつ批判的な視点から検証すること
- 統計的精度: 統計手法における精密さの確保こと
- データの正確性: 研究データの完全性と信頼性の維持こと

(4) 構成・内容

- 研究目的は明確すること
- 研究目的に沿った研究方法が用いられていること
- 研究方法は適切に用いられていること
- 研究結果に基づき十分・的確に考察されていること
- 全体の構成や文章は論理的で矛盾がなく、一貫性を有していること
- 関連する文献を適切に引用していること

- 倫理的な問題はないこと
- 二重投稿はないこと

7. 査読者の義務

査読者は査読依頼に対し、(1) 利益相反が生じる可能性がある場合、(2) 専門外の査読原稿の場合、(3) 期限内に査読を完了することが不可能と見られる場合、直ちに辞退しなければならない。

査読者は、著者の知的独立性を正当に尊重しつつ、査読原稿の品質とその価値に基づいて客観的かつ論理的に実施しなければならない。

査読者は、査読依頼の事実を他者に漏らしてはならない。また、査読原稿は機密文書として取り扱い、他者に当該原稿を見せたり、意見を聞いたりすることは許されない。さらに、査読者が査読原稿に含まれる未公開内容を利用することは、禁止されている。

査読者は、明確かつ論理的に査読意見を記述する。査読意見には、著者を個人的に批判してはならない。また、査読意見には、査読者の主観的な意見を主張、著者と見解を異にする点について修正を要求してはならない。

8. 改稿の提出方法と提出期限

著者は改稿の提出にあたり、主査による総合コメントに対応した改稿内容を明示し、任意の書式での回答書を添えて編集委員会に提出する。なお、査読のコメントへの反論なども明記して差し支えない。

改稿の提出期間は原則として2か月以内とし、期限内に提出されない場合には編集委員会から著者に理由書の提出を求め、その内容に合理的な理由が認められた場合、新たな期限を編集委員会で決定する。

9. 再査読の体制と期限

条件付採録の場合には編集委員会が条件に適切に対応されたかを判定し、改稿の場合には査読結果に基づいて主査の取り扱いのもと（判定結果に従って必要な場合は副査を含めて）再査読を行う。

再査読の期限は、副査を含む再査読の場合には1か月以内、主査のみの場合には2週間以内とする。

10. 掲載可否の通知

掲載可の決定が出た場合には編集委員会により審査手順や形式要件などの再確認を経た上で、掲載不可の決定が出た場合には審査手順の不備がないかの確認を経て速やかに、編集委員会が著者に通知する。

11. 著者の異議申し立て

著者は審査結果あるいは掲載可否の決定について、通知を受領した2週間以内に編集委員会宛に異議申し立てを行うことができることとし、編集委員会は異議の受領から2週間以内に対応を図った上で異議に対して著者に回答することとする。